平成２４年（フ）第１８号
静岡市清水区興津本町24番地　セレネ103、旧住所静岡市清水区真砂町５番20号
債務者　池田三千子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９６号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2673番地１ソレアードM202号室
債務者　清水　忠二
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６９７号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2673番地１ソレアードM202号室
債務者　清水美代子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２７２号
神奈川県川崎市宮前区野川2634　佐々木方
債務者　手塚　夕子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９４号
東京都三鷹市新川２丁目７－２－101
債務者　小田部和夫
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０３号
東京都品川区小山台１丁目４－７　林部方
債務者　井上　賢一
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４２号
神奈川県横浜市神奈川区羽沢町1719―102
債務者　牧田　祥吾
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３５０号
群馬県伊勢崎市波志江町4113番地３　上岡貸住宅５
破産者　池田　　剛
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３０３９号
札幌市豊平区平岸７条17丁目１番22号
破産者　株式会社優企堂
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３９号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8231番地
破産者　財団法人ＪＭＫ
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１２号
千葉県白井市西白井１丁目16番地13
破産者　花澤　勝利
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１５３８号
東京都八王子市本町８番１号ニットピアⅡ202号
破産者　本多　　茂
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５３９号
東京都八王子市本町８番１号ニットピアⅡ202号
破産者　本多みづほ
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７３号
愛知県豊川市御津町西方松本20番地５
破産者　株式会社丸大大須賀商店
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４４１号
神戸市中央区中山手通８丁目１番６―608号
破産者　安田日出男
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４号
北海道滝川市本町２丁目３番５号
破産者　有限会社田鎖金物
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
北海道函館市富岡町２丁目３番３号
破産者　有限会社ベストホーム
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９８号
盛岡市羽場10地割100番地
破産者　有限会社岩手海産
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１９１号
千葉県銚子市笠上町5132番地の５
破産者　有限会社シラト
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係